

請願・陳情參考資料

平成25年2月22日

議会事務局

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
25年一5 (25. 2. 5)	議会	地方自治法100条14項から16項の改正に基づく政務活動費に関する条例の制定・改正について 米子市東町410 市民オンブズ鳥取 代表 高橋 敬幸	<p>【条例改正の状況】</p> <p>平成24年9月の地方自治法改正に伴い、鳥取県政務調査費交付条例の改正が必要となつた。</p> <p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称を「政務活動費」に改める。 ・使途基準を条例で定める。 ・使途の透明性の確保に努める。 <p>法施行日（3月1日）までに条例改正が必要なことから、本県においては平成24年11月定例会において条例改正を行つたところ。</p> <p>1 「厳格な使途基準を定めること」について 条例に定める使途については、従来、規則で定めていたものと変更はない。</p> <p>2 「透明性を確保する方策を条例に明記すること」について 透明性を確保する方策については、従来「収支報告書」のみを閲覧対象としていたものを「証拠書類の写し」も閲覧対象に含めるよう条例改正を行つた。</p> <p>3 「公開の場で条例案を完成させること、パブリックコメントを行うこと」について 条例は平成24年11月定例会で改正した。ガイドラインの見直しについては、今後、公開の協議の場である「議会改革推進会議」において検討を行う。</p>